

別表

## 「塗装工事（路面標示および當縫系を除く）」評価基準表(○○○○○○○工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業の技術力 6.5点	(B) (a)同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0
	(b)工事成績 〔業種：塗装〕 (令和〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～3.4 0.0
	(c)優良工事表彰 〔業種：塗装〕 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
	(e)技能資格を保有する自社雇用技能者の配置 （※）	塗装作業の作業期間のすべてに「1級塗装技能士（鋼橋）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事するか	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0
	(C) (a)同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0
配置予定技術者の技術力 3.5点	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0
	(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級塗装技能士（鋼橋）または1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0
	(d)優良工事表彰受賞経験 〔業種：塗装〕 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(D) 企業の地域性、社会性 3.0点	(a)地域精通度 主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0
	(d)県内企業および県産品の活用	(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する  (2)使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書別表参照）に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0
満点			技術提案を求める標準型	28.0
			技術提案を求めない簡易型	13.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。

2. 配置予定技術者（主任・監理・技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。

3. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。

4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。

5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

※ 当評価項目が加点され契約した工事において、塗装作業の作業期間のすべてに「1級塗装技能士（鋼橋）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別記1は「公共工事における総合評価落札方式の手引きp.80」を参照。